

令和7年度 二本木小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改訂

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 校訓から

校訓 「仲よく」 —みんな仲よく元気で伸びていく子—

本校の校訓は、開校以来「仲よく」です。

一人一人が仲よくなければ、学校教育活動を通して児童がともに伸びていくことはできません。すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることは、校訓の具現化を目指していく上で欠かすことのできないことです。いじめ防止等の対策は、こうした児童の安心した生活を脅かすいじめについて、学校の内外を問わず、なくすことが大切です。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがすべての児童に関係する問題であること、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしていかなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服を目指して行わなければなりません。

(2) いじめの定義

ア 「いじめ防止対策推進法（第2条）」におけるいじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

イ 児童の立場に立った「いじめの定義」の説明

いじめとは、二本木小学校の子が、同じ学校内はもちろんのこと、様々な関わりで知り合っている他校も含めた子に、辛い気持ちでたまらなくなるようなことをされたり、実際に暴力や危害を加えられたり、インターネットやSNS、手紙などの情報ツールによりひどいことを言われる誹謗中傷を受けたりすることを言います。これは、どんな場合であっても、被害を受けた本人が「辛い」「苦しい」と感じているものを二本木小学校では「いじめ」として定義します。

この立場をもとに、各学年の発達段階に応じて、教師や保護者・地域の方々がいじめとは何かを伝え、日頃から「いじめ」についてはいけないことだと伝え、「いじめ」で困っている児童が声を出し、「いじめ」をしてしまっている児童に気付かせ、行為を止めるようにしていきたいと考えます。

(3) いじめについての基本認識

二本木小学校は教育活動全体を通じて、以下の認識に基づいていじめ防止に努めます。

- ・いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、見ようと思って見ないと見つけにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方はまちがっている。
- ・いじめは、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、一体となって取り組むべき問題である。

(4) 学校としての構え

二本木小学校では、いじめの未然防止やいじめを許さない、いじめを起こさない風土づくりをめざすとともに、いじめはどんな場合にでも起こり得るものと考え、リスクマネジメントの視点をもったうえでの日頃からのいじめの早期把握や、いじめ発生時の丁寧な解決を主眼に置いた、クライシスマネジメントの視点をもったうえでのいじめ問題へのしっかりとした対応を図っていきます。

【命や人を大切にする学校の風土づくりを進める】

- ・生命・人権を尊重し、差別やいじめを許さない信頼感に満ちた学校を築きます。
- ・多文化共生社会の構築に資するべく、国や人種・言語・風習・文化を認められる学校の風土を築きます。
- ・日頃から、仲間外れや暴力、強い言動など、いじめに直結する行動について丁寧に指導を重ねていきます。

【いじめを見逃さない風土づくりを進める】

- ・児童の言動を正確に把握する方策をとります。
(教師観察・アンケートでの児童報告・保護者連絡等)
- ・全職員・全保護者・地域住民で全校児童を見守り、気になったところは報告するなどの意識をもって対応します。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底します。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成していきます。
- ・保護者や地域住民にもこうした学校の姿勢を常に伝え、共有します。
- ・教師の些細な言動がからかいの対象となりいじめの温床になることを自覚します。

【発生したいじめへの毅然とした対応と息の長いケアを進める】

- ・いじめの疑いの事案に関しては、いじめられた側(弱い立場にある側)を最後まで守る姿勢をもち、指導にあたります。
- ・いじめが解消したと即断しない。被害を受けた児童の精神的な負担を考え、長期的に継続して注意を払い、心のケアを進めるとともに、その原因となった児童についても今後の成長のために、しっかりと学びに変え、更なる健全な成長に資する必要があります。折に触れて適切な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けていきます。

2 いじめの問題に対応する組織

(1) 「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめについての基本認識や学校としての構えに基づき、二本木小学校では、いじめの情報把握や対策についての意思決定を行い、すべての教員が一致団結していじめ問題に取り組むための指導的役割を果たす「いじめ問題対策委員会」を常時設置します。

いじめの問題の指導には、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげて取り組みを推進し、毎月1回、定期的に会をもち、その内容については全職員で共有します。また、迅速に対応すべき状況が生じた場合についてはその内容に合わせて関係する構成員を増員し、チームを組んで随時開催し、速やかに児童への指導を進めます。

① 構成

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援主任、生徒指導主任、児童支援担当教員、養護教諭、保健主事、日本語適応指導主任、
※必要に応じて増員（関係学年・学級担任、通学団・活動組織担当）・S C

② 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施
- イ 方針に基づいた「いじめ防止全体計画・年間計画」の作成・実行・検証・修正
- ウ いじめの相談窓口や通報窓口の適切な開設・運用・広報の確認
- エ いじめの疑いに関する情報共有や児童の問題行動などに係る情報収集・記録 ※
- オ いじめの疑いに係る情報に対する組織的な対応 ※
- カ いじめ事案の事実関係の調査・協議 ※
- キ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

(2) 「子ども理解委員会」の開催と全職員での共有

各学年等でいじめに関する情報に直接的・間接的につながる児童の気になる言動などを意識的に収集したうえで、月1回定期的で開催する運営委員会において、その情報を共有する場を持ちます。その情報を全職員で学年を通してフィードバックして再共有することで、学年を超えた児童のいじめにつながるような言動や心配事項などが浮かび上がることも期待されます。学年児童の日常の生活について気付いた点などを出し合い、児童の心の有り様などをつかむひとつの方策が全体にいきわたるようにします。会で情報を交換し合うなかから、いじめ・不登校などの兆候をつかめるように進めていきます。

① 構成

「子ども理解委員会」（原則月1回）

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援主任、生徒指導主任、児童支援担当教員、養護教諭、日本語適応指導主任、保健主事

「学年会議」（原則週1回・児童情報把握は適宜）

全職員

② いじめに関する本会議の役割

- ア 気になる行動についての情報交換
- イ いじめの疑いに係る情報の共通理解

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

① 安心して参加できる授業づくりの推進

- ・すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを推進します。
- ・お互いのよさを認め合える、学び合いを取り入れた授業づくりを推進します。
- ・つきたい力を明らかにした、分かる・楽しい授業づくりを推進します。
- ・正しい姿勢や発表の仕方や聞き方などの学習規律の徹底を図ります。
- ・ICTを活用した学習を推進するとともに、情報モラルも積極的に指導します。

② 生命尊重や思いやりの心を育てる教育の推進

- ・さまざまな体験活動と関連させた道徳学習の推進を図ります。
- ・二本木小学校「たいせつないのち」全体計画を推進します。
- ・体験活動を積極的に取り入れた授業づくりを進めます。
- ・なかよしタイム(ペア学級活動)・委員会活動を通して思いやり・自主性を育てます。

③ 基本的な生活習慣や規範意識の育成

- ・社会における規範やきまりを守ることの意義等の指導を進めます。
- ・「禁止」から「自制」への指導への転換を図り、自立した学習者の育成を進めます。

④ いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

- ・いじめの未然防止を図るための二本木小学校「いじめゼロ」全体計画を推進します。
- ・いじめに関する課題に主体的に向き合う機会の設定し、集団の自浄力を高めます。

(2) いじめの早期発見

① 「いじめ問題対策委員会」と学年会議の連携による全職員での問題共有

- ・全職員の情報収集が機能する複数の情報交換の場を活用して、児童の生活をきめ細かく把握し、いじめのサインを見逃さないようにします。
- ・常に情報のみでなく、具体的な対応や対処についても確認します。

② なやみアンケートと教育相談週間の実施

- ・「いじめ」アンケートを学期に1回実施します。
- ・アンケートから教育相談を実施し、いじめのサインの積極的な発見を目指します。
- ・「心の天気」を毎日「スクールライフノート」で確認し、心情の変化を把握します。

③ 心を開いて相談できるための雰囲気と体制づくり

- ・日頃の対話と誠実な対応で児童と教師、保護者と教師の信頼関係構築を図ります。
- ・授業の振り返りや「スクールライフノート」での心の天気・コメントの記述を通して、心を開いて話せる場の保障と丁寧な対応による信頼関係の構築を進めます。

- ・「スクールライフノート」で先生への個別の相談を受け付け、悩みに対応します。
- ・「Microsoft Teams」でのチャット機能等を活用した個別の相談にも対応します。
- ・全児童対象の全教職員による教育相談の実施の門戸をICTによって開きます。
- ・スクールカウンセラーによる「こころの集会」（高学年）を行い、相談によってよい結果が出た例の紹介等を行うことで、児童が一人で抱えないように促します。
- ・スクールカウンセラーとの個別面談や県・市養護教諭との効果的な連携を進めます。

④ 校外相談機関との連携

- ・文部科学省のキャンペーンなどと連動し、愛知県等の開催する教育相談や人権相談、安城市こころの電話相談などの相談機関の機能や利用方法の周知を常に進めます。

(3) いじめへの早期対応

「いじめについての基本認識」での認識を踏まえ、二本木小学校では以下の点を常に考えながらいじめへの早期対応を図ります。

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを忘れない
- いじめの定義の立場に立ち、「被害を受けている子どもの心情に寄り添う」対応をする
- いじめ発見・対応後の基本原則「どの子ども大切な子ども」である
- いじめ対応を超えて再度考えたい本校の姿勢「校訓『仲よく』を忘れない」

① 組織的な対応

- ・いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、担任一人で抱えず、まず学年間で情報共有するとともに、管理職に報告し、対応について協議します。
- ・複数学年にわたる場合や迅速に聞き取り・調査が必要な場合、重大事案と認めたいえでの対応が必要と考えられる場合は、臨時に「校内いじめ問題対策委員会」を開催して状況を報告し、対応は速やかに組織的に行います。
- ・状況報告は管理職・学年で常に行うとともに、適宜「校内いじめ問題対策委員会」においても情報を共有し、現在の状況や対応などについて職員にも周知するなど、「報告」「連絡」「相談」「事後の報告」を定期・定時で行うことを徹底します。

② 実態の把握

- ・被害を訴える当事者の立場に基づき「事実」の確認を速やかに且つ慎重に行います。
- ・複数で対処するなど、一部の教員が先入観をもって事実確認をしないようにします。

③ 児童・保護者への指導

- ・いじめられた側、弱い立場にある側の不安を少しでも取り除き、最後まで守る配慮に心がけます。
- ・いじめた側には、行為の問題点やいじめられる側の気持ちを理解させることを心がけて指導に当たります。その際は教育の一環として指導していることを踏まえ、教育的配慮のもと対応します。

④ 安心した学校生活を送るための支援

- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払います。
- ・いじめられた側は心の傷として残ることを忘れず、長期に寄り添い対応します。
- ・いじめの原因となった児童については、今後の成長のためにも、今回の行いをしっかりと学びに変え、更なる健全な成長に資する必要があります。そのためにも、具体的に事後の様々な面で言動等を確認しながら助言を行い、仲間との関わりがよい方向に進むように丁寧且つ長期にわたる指導を進めます。
- ・いじめた側、いじめられた側ともに、定期的に家庭連絡するなど、保護者と連携を図りながら見届けていきます。

⑤ 周囲の児童への指導

- ・情報は常に校内いじめ問題対策委員会に提供するとともに、学年間を通して全職員に具体的な事例として伝えます。そのうえで、当該児童間の問題にとどめず、児童のプライバシーに十分注意した上で、どこでも起こりうる各学級及び学年、学校の問題としてとらえて、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解決を目指した指導を進めていきます。

(4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

① いじめの未然防止

小学生には主要なソーシャルメディア等の利用は年齢として認められていません。学校も、校内で活用する端末等については学習で活用するものであると常に指導をしています。二本木小学校としましては、これからの教育にICTは欠かせないものであると考える一方で、学校の指導を超えたところでのICT等による児童のいじめ・犯罪等への対応は、毅然とした立場で関係各署と連携をして行っていきます。家庭との連携の上で、いじめが起きないように対応を進めていきます。

- ア 二本木小学校でのデジタルシチズンシップ教育の計画的な実施を進めます。
- イ 「禁止」する指導から「自制」し上手に活用する指導に切り替え、発信や利用に対する自身の責任を保護者・児童共にしっかりとって利用を行うこととします。
- ウ 家庭のデジタルシチズンシップ教育の在り方が問われる問題であり、学校外での事案発生が多くあることから、家庭それぞれの責任下でのモラルの徹底を図ります。
- エ 年齢制限やフィルタリング徹底など家庭のルール構築を保護者に強く依頼します。
- オ 1年生のマイタブレット配付時、4年生のマイタブレット活用が活発となる時期に、学校でデジタルシチズンシップ教育を進めるための授業等を展開していきます。

② いじめへの早期対応

- ア 保護者と連絡を取り、書き込み画像の削除等の対応を迅速に進めていきます。
- イ 児童が年齢詐称等学校の対応するべき範疇を超える、行き過ぎた行為でSNS等の問題が生じた場合は、各家庭が警察に連絡を取って対応を進めてもらうとともに、学校も警察や法務局等との連携・協力を図って問題の解決に努めます。

4 重大事態への対応

重大事態への対応については、令和6年8月30日付文部科学省通知「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」に基づいて、以下のように進めます。

(1) 「いじめ防止対策推進法（第28条第1項）」による重大事態の定義

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態への学校の基本的な姿勢は、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」に基づき、児童やその保護者の「事実関係を明らかにしたい」等の思いを理解し、公正・公平かつ丁寧に対応することを旨とします。
- ・重大事態と考えられる事案が発生した場合は、二本木小学校は速やかにその判断を行い、安城市教育委員会に報告するとともに、本校の示す「重大事態対応フロー図」（別紙参照）に基づいて対応します。
- ・速やかに本校「いじめ問題対策委員会」を中心とした「重大事態調査委員会」を設置・開催し、事態把握や関係者への心的配慮、聞き取り・情報整理を行い、学校が事実に関する調査を実施するなどの対応をとって進めます。
- ・児童の聞き取りに配慮の必要がある場合等、事案に応じて学校スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、安城市教育委員会の臨床心理士等、状況に合わせた適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ・対象児童やその保護者への接し方、重大事態調査希望の有無や調査中の学校の対応についても、先に示した文部科学省ガイドライン改訂通知に則った対応を進めていきます。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、調査では、いじめを受けた児童保護者等への情報提供をする旨を児童や保護者に説明してから進めていきます。
- ・調査の状況や進捗状況、結果、その後の対応などについては、被害児童やその保護者によりそって、適宜お伝えするとともに、その後の対応についても協議を進めます。
- ・調査結果については、安城市教育委員会に報告し、必要な措置を講じます。
- ・安城市教育委員会が調査主体となる場合は、学校は情報提供等に協力します。

5 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え、対応に対する検証・見直し

- ・「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、「二本木小学校『いじめゼロ』全体計画」、二本木小学校「たいせつないのち」全体計画、二本木小学校道徳教育全体計画、二本木小学校人権教育全体計画等の各計画に基づいて策定し、相互に関連を持たせて意義あるものにするように努めています。今後は定期的にPDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）でその取り組みについて見直し、常に時代に応じた実効性のある取り組みとなるよう努めます。
- ・本校では、学校公式ウェブサイトを通じて毎年度初頭の4月に「安城市立二本木小学校いじめ防止基本方針」について掲載し、本校保護者に周知をします。
- ・毎年度初頭の4月に全職員に向けて「安城市立二本木小学校いじめ防止基本方針」について説明をするなどの研修の機会を設け、いじめの定義や基本方針とともに、重大事案

に際しての対応の在り方などについても共通理解を図ります。

- 日頃より、「いじめ問題対策委員会」において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか生徒指導主任・児童支援担当教員を中心に点検を進めます。
- 二本木小学校安全安心会議において、安城市立二本木小学校いじめ防止基本方針について触れ、その運用状況について意見をうかがう機会をもちます。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による学校評価と、保護者への学校評価アンケートを年に2回実施してその取り組みについて検証し、いじめ問題対策委員会で、学校のいじめに関する取り組みの今後について審議する機会をもつとともに、評価結果等については安城市教育委員会に報告します。

6 その他

- 長期休業中の生活では各学年で事前指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組みます。
- 長期休業中や休日夜間にいじめなどが原因で辛い思いをもってしまった際の相談の方法等については、しっかりと事前に児童に伝え、一人で問題を抱え込まないようにします。
- いじめに関する問題は、学校のみならず他の児童の積極的な支援や声かけ、情報提供などの協力があって発見されるほか、当事者であるかないかにかかわらず保護者の皆様から頂いた情報提供や地域の皆様からのお話などから発見できることもあります。改めて、いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを忘れず、「被害を受けている子どもの心情に寄り添う」対応をしつつ、「どの子どもも大切な子ども」であることを忘れずに、常に「校訓『仲よく』を忘れない」本校の姿勢を大切にしていきます。

安城市立二本木小学校いじめ防止基本方針に基づく

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

いじめ防止対策推進法第22条(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」に基づき、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行います。

二本木小学校いじめ防止基本方針「3いじめ防止等に関する具体的な取り組み」(3)いじめへの早期対応(4)インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応に基づき、いじめの事実の確認を行い、結果を安城市教育委員会に報告します。

重大事態の発生

二本木小学校いじめ防止基本方針「4重大事態への対応」に基づき、重大事態が発生した(もしくは発生する恐れのあると判断された)場合は、速やかに安城市教育委員会に報告します。

【重大事態の定義】いじめ防止対策推進法第28条第1項 ※以下は全ていじめによる問題によって発生したもの

- ・「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態」(児童が自殺を企図した場合等)
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」

(年間30日を目安とし、連続して一定期間欠席している場合は迅速に報告・調査)

(※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合)

安城市教育委員会の指導のもと重大事態の調査主体を判断

二本木小学校が調査主体<市教委の助言指導>

安城市教育委員会が調査主体<学校の調査協力>

【校内組織「重大事態調査委員会」設置】<いじめ問題対策委員会母体の問題対応組織>

いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」及び二本木小学校いじめ防止対策方針「2いじめの問題に対応する組織」に基づく「いじめ問題対策委員会」に加え、調査の公平性中立性を確保するべく、重大事態の内容・性質に応じて直接利害関係を有しない第三者の参加や、専門知識・経験を生かした専門家で調査組織を構成します。

【調査の実施】<問題対応組織での事実関係を明確にするための調査内容の確認と調査開始>

- ・いじめの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
- ・因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。調査主体となる学校に不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢や、事実解明の姿勢が大切です。
- ・既に学校が先行調査をしても、調査資料の再分析や再調査も必要に応じて実施します。

【調査の分析】<いじめの被害を受けた児童・保護者への情報の適切な提供>

- ・アンケート等はいじめの被害を受けた児童や保護者に情報が提供される場合もあることを踏まえ、調査時にそのことについて調査を受ける児童やその保護者に伝えるなどの配慮が必要です。
- ・調査で明らかになった事実等について、被害を受けた児童やその保護者に適切に情報提供します。
- ・個人情報に十分配慮しますが、個人情報を理由に説明を怠ることのないようにします。

【調査の報告】<学校から安城市教育委員会に報告> ※安城市教育委員会は安城市長に報告

- ・いじめの被害を受けた児童やその保護者が希望する場合は、調査結果に加えて被害児童・保護者の所見をまとめた文書を添えて報告することができます。

【調査結果を踏まえた必要な措置】<被害児童への支援、加害児童への指導等>